

「更生保護のあり方に関する有識者会議」において検討すべき事項について

2005 . 9 . 16

佐伯 仁志

1. 更生保護の担い手について

- ・ 保護観察官と保護司の役割分担のあり方の再検討
- ・ 保護司が担っている仕事の整理
- ・ 保護司のリクルートのあり方
- ・ 更生保護施設の充実
- ・ 更生保護女性会・BBS 会・協力雇用主との連携の強化

更生保護をより良くしていくためには、保護観察の担い手の強化が不可欠である。上に挙げたのは、これまでのヒアリングで明らかになったと思われる問題点である。

2. 保護観察の内容の強化について

- ・ 更生保護のために必要な処遇を義務づけることの検討
例えば、処遇プログラムの受講、治療の受診、尿検査、社会奉仕活動等の義務づけ
- ・ 居住指定や定期出頭の義務づけの検討
- ・ 4号観察について特別遵守事項の設定や転居等の許可制にすることの可否
- ・ その前提として、保護観察（特に4号観察）の法的性質の検討が必要
- ・ 保護観察所の情報収集機能の強化の検討
立入調査権、対象者の情報提供義務
- ・ 遵守事項や義務づけに違反した場合の措置の検討

現在の保護観察は、対象者を見守り援助することが基本となっており、大部分の対象者についてはそれでうまくいっているものと認識している。しかし、特定の類型の対象者については、より強い内容の処遇を行うことを検討すべきであると思われる。保護観察において処遇や治療を義務づけることが可能になれば、再犯を防止することがより容易になり、現在、刑務所に収容されている犯罪者のなかにも、社会内で処遇することが可能になる者が出てくると思われる。さらに、本会議の守備範囲を超えるかもしれないが、保護観察の内容の強化は、ハーフウェイ・ハウス、自宅拘禁・電子拘禁のような中間形態の処遇に道を開く可能性がある。しかし、保護観察の内容を強化して対象者の自由を今以上に制限するためには、その前提として、保護観察の法的性質についての検討が必要である。特に4号観察については、刑の執行猶予を受けた者の自由を制限する根拠、制限できる範囲、執行猶予が取り消された場合の扱い、等について検討しておくことが必要だと思われる。また、保護観察の内容を強化するためには、その実効性を確保する

ために、義務違反を発見するための情報収集機能の強化と、違反者に対する措置の強化が伴う必要があると思われるが、対象者の権利保障との関係で、どこまで可能かを検討する必要がある。

3. 4号観察における裁判所との連携強化について

- ・4号観察の処遇計画を立てる際に必要な情報を確保するための方策の検討

事例の検討で、4号観察においては、対象者の処遇に必要な情報が十分に保護観察官に伝わっていないという問題点が明らかになった。その対策としては、判決前調査制度の創設が理想であるが、近い将来の実現可能性はないように思われる。また、それだけでなく多忙な保護観察官に、膨大な裁判の記録を読むことを期待するのも現実的でないと思われる。そこで、裁判官が、判決とは別に、保護観察に必要と思われる情報を詳しく記載した書面を作成して、保護観察所に送付し、保護観察官はこれに基づいて処遇計画を立て、必要な情報は保護司にも伝達する仕組みを検討すべきであろう（現在も行われていると聞いているが、これをきちんと制度化する）。

4. 重大犯罪のハイリスク対象者について

- ・選別が可能かどうかの検討
- ・選別が可能であればそのような者に対する特別の処遇のあり方の検討
- ・仮釈放審理のあり方の再検討

5. 必要的仮釈放制度の検討

受刑者の社会復帰を円滑に進めるためには、すべての者に一定期間保護観察を行うことが望ましいと思われるので、そのための制度を検討すべきである。必要的仮釈放制度のほかに、保護観察を独立の刑罰と位置づけて、懲役3年、（それに続く）保護観察1年といった言い渡しをする制度も考えられる。必要的仮釈放制度については、刑法改正作業の過程における議論を参照する必要があると思われる。

6. 他の機関との連携

- ・就職の支援
- ・障害を持つ対象者への特別の支援